

宇宙資源に関する法制度の動向

2019年12月18日

西村あさひ法律事務所
パートナー弁護士

水島 淳

a_mizushima@jurists.co.jp

自己紹介

水島 淳 (みずしま・あつし) 西村あさひ法律事務所パートナー

専門領域: エグゼキューション・デザイン / コーポレート

法律実務を駆使したビジネス実現戦略の設計及び戦略遂行のサポート

- M&A / 事業提携 / 国際展開 / 資金調達 / 新規ビジネス構築 / IP戦略等
- ビジネスゴールに沿った目標実現手法 / 交渉枠組 / 取引形態等の設計

バックグラウンド:

NISHIMURA
& ASAHI
2005



2012

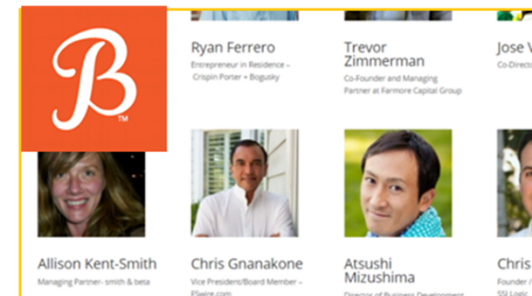


NISHIMURA
& ASAHI

2011



2014



NISHIMURA
& ASAHI

- I 宇宙資源開発との意義・各国法制動向
- II 法的観点からの宇宙資源開発
- III 国際的レジームの今後・あり得る各国法制

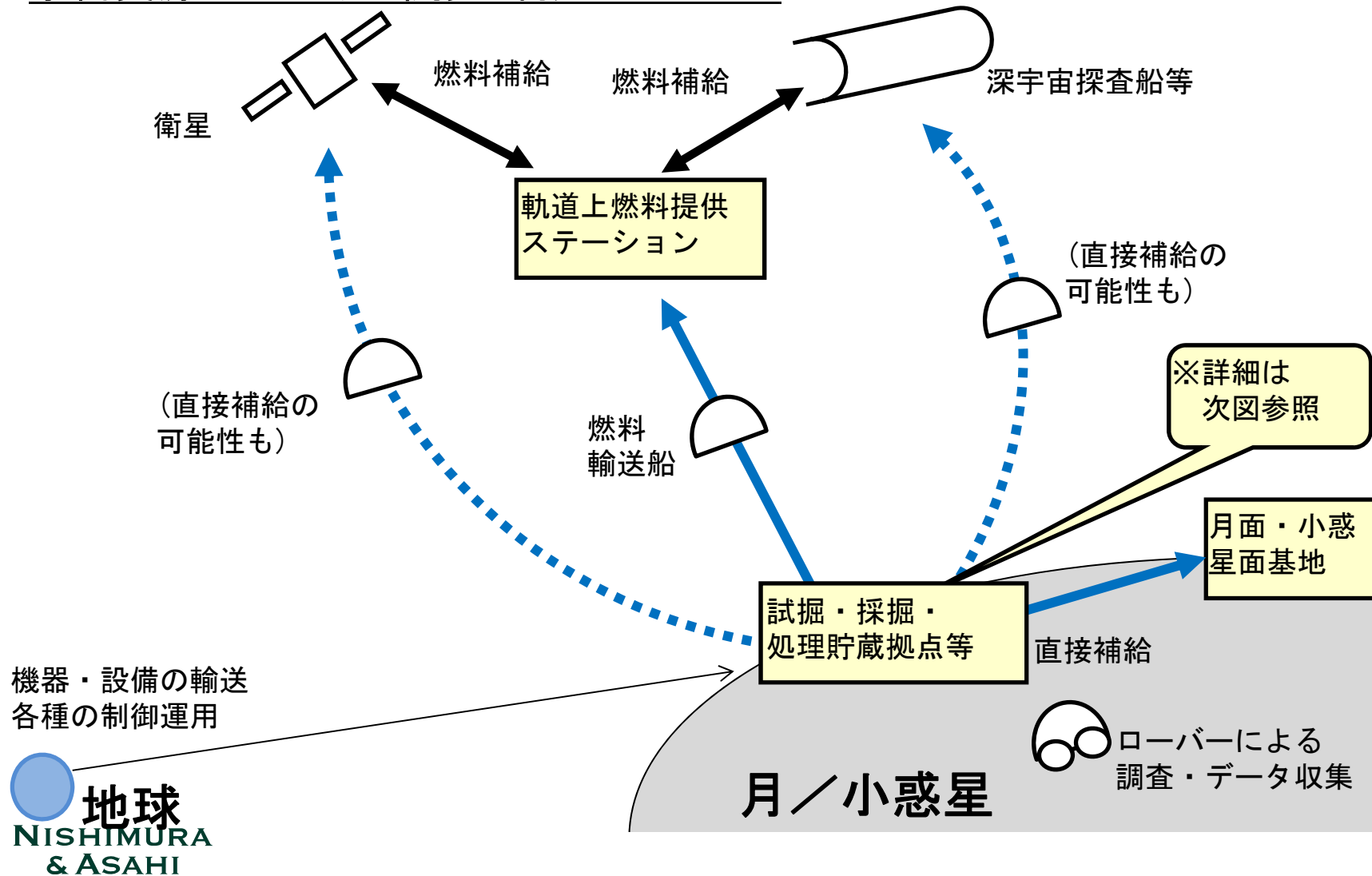
I 宇宙資源開発との意義・各国法制動向

II 法的観点からの宇宙資源開発

III 国際的レジームの今後・あり得る各国法制

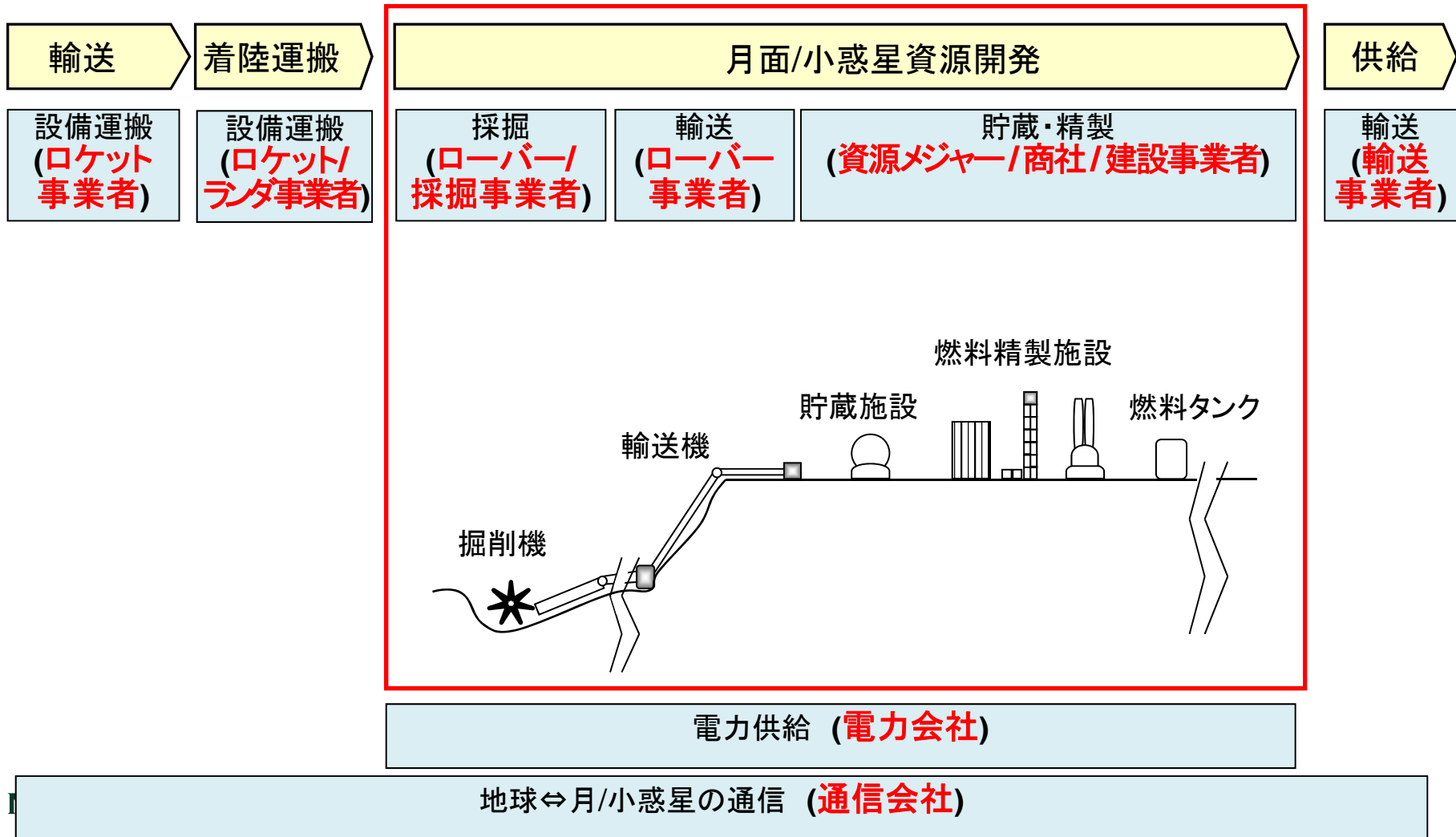
宇宙資源開発との意義・各国法制動向

宇宙資源エネルギー開発・利用のイメージ



宇宙資源開発との意義・各国法制動向

資源開発フローのイメージと関連産業



宇宙資源開発との意義・各国法制動向

宇宙資源開発の意義

- 各国宇宙局において様々な深宇宙探査活動が進行中
- 宇宙資源は深宇宙活動・宇宙内産業における不可欠のインフラ
- 巨大な市場・様々な事業者の関与と他産業への波及効果
- 世界にドミナントプレイヤーがおらず、また、資源探査は日本のお家芸とも
- 様々な企業の事業活動が進行中で、さらなる事業活動は必至

宇宙資源開発との意義・各国法制動向

各国法制の動向

- すでに立法がなされた国
 - 米国(2015年)
 - ルクセンブルク(2017年)
- 日本
 - 宇宙資源開発の国際動向把握・産業振興措置の検討表明
(宇宙活動法立法の際の附帯決議。2016年)
 - 宇宙活動法の改正で資源探査が許可申請の対象に(2019年)
- オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、英国等も宇宙資源に関する政策を検討しているとの報道
- 国連では2017年から議題。国際的枠組等に関するWGの設立が議論

I 宇宙資源開発との意義・各国法制動向

II 法的観点からの宇宙資源開発

III 国際的レジームの今後・あり得る各国法制

法的観点からの宇宙資源開発

根本的論点: 宇宙資源の所有権

- 宇宙条約上、宇宙資源に対する所有権が認められるか
- 宇宙条約の規定
 - 月その他の天体・宇宙空間に所有権は認められない(下記2条の解釈)
 - 他方で、天体から採取された資源等については規定されていない

宇宙条約(抜粋)

第2条

月その他の天体を含む宇宙空間は、主権の主張、使用若しくは占拠又はその他のいかなる手段によっても国家による取得の対象とはならない。

※参考: 月協定

なお、月協定の当事国は17か国に止まり、下記11条は慣習国際法となっていない(国際宇宙法学会など)

月協定(抜粋)

第11条 1. 月及びその天然資源は人類の共同財産であり、この協定の規定、とりわけ本条5の規定に表現される。

3. 月の表面又は地下若しくはこれらの一部又は本来の場所にある天然資源は、いかなる国家、政府間国際機関、非政府間国際機関、国家機関又は非政府団体若しくは自然人の所有にも帰属しない。

法的観点からの宇宙資源開発

宇宙資源の所有権にかかる宇宙条約等の解釈

- 宇宙条約上、宇宙資源には所有権を認めることができると考えられる

【視点・論拠等】

- 国連では各国の見解は賛成・反対・立場不表明など分かれる

他方で、

- 国連でも民間企業の資源開発への根本的な反対を明示した国は不見当
- 国際宇宙法学会：宇宙資源使用は認められると考えられるとの立場
- 宇宙条約起草段階の議論でも宇宙資源の所有禁止は前提とされていない
- 国際法のLotus原則（条約上禁止されない行為の各国管轄権行使の自由）

法的観点からの宇宙資源開発

その他の論点

- 所有権・宇宙資源開発が認められるとする場合には、その他様々な論点
- たとえば以下など。ただ、現状過程で議論するよりも、今後の事業/活動形態に即した検討が必要と思料

開発権	<ul style="list-style-type: none">■ 開発する権利に関する千里※ ルール設計次第では、所有権と開発権は必ずしも連動しない
所有権の各国間調整	<ul style="list-style-type: none">■ 宇宙資源の所有権の認容国の事業者・非認容国の事業者間の取引■ 相互承認などの枠組
許可の要件及び条件	<ul style="list-style-type: none">■ 宇宙環境及び地球環境に対する影響からの考慮■ 一定期間の拠点の占有の必要性と天体所有禁止との調整■ 他国宇宙活動との干渉の調整■ サステナビリティ・開発途上国への配慮
各国開発許可の競合	<ul style="list-style-type: none">■ 各国における国内事業者への開発許可が複数国間で競合した場合の調整
紛争解決の仕組み	<ul style="list-style-type: none">■ 紛争解決のフォーラム、手続等

- I 宇宙資源開発との意義・各国法制動向
- II 法的観点からの宇宙資源開発
- III 国際的レジームの今後・あり得る各国法制

国際的レジームの今後・あり得る各国の法制

国連での議論

- 国連では2017年から議題。国際的枠組等に関するWGの設立が議論

ハーグWGでの国際的レジーム検討(2016年1月～2019年12月)

- 宇宙資源開発の国際枠組みを検討するマルチステークホルダーによる会合
- 最終要項(2019年11月12日)
 - 宇宙資源の権利を明示的に肯定＋優先権等の登録制度の設立を提案
 - 「Adaptive Approach」(技術発展に応じた段階的な制度設計)
 - ソフトローや行動規範のような形も想定
 - 国際的レジームに先行する国内法整備を排斥するものではない
 - 途上国への金銭的利益移転を強制しない(cf. スペース・ベネフィット宣言)

ハーグWGの幹事メンバーと参会者(フェーズ2)

- | | |
|--------|---|
| 幹事メンバー | ■ ライデン大学／Secure World Foundation／西村高等法務研究所(西村あさひ法律事務所
のシンクタンク) ほか |
| 参加者 | ■ 日米欧の企業
■ 各国政府や宇宙機関(月協定参加国や発展途上国も含む)
■ 宇宙法や天体学についての学者や弁護士
■ 国連宇宙部 |

国際的レジームの今後・あり得る各国の法制

今後あり得る各国法制の流れ

- 新たに宇宙資源に関する政策を検討中の国が複数存在との報道
- 米・ルに続き、他国でも以下のような流れも出てき得るものと思われる

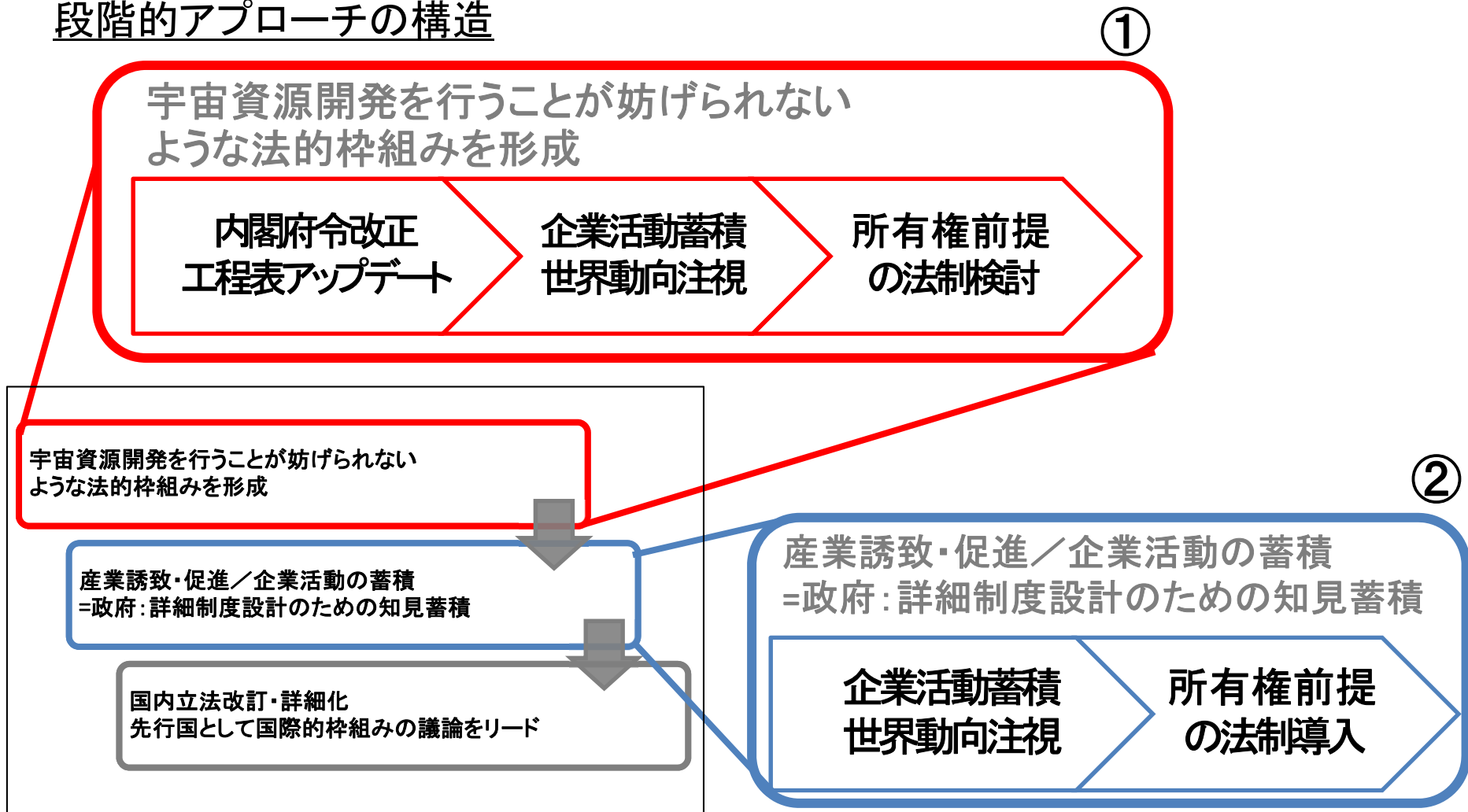
宇宙資源開発を行うことが妨げられない
ような法的枠組みを形成

産業誘致・促進／企業活動の蓄積
=政府：詳細制度設計のための知見蓄積

国内立法改訂・詳細化
先行国として国際的枠組みの議論をリード

国際的レジームの今後・あり得る各国の法制

段階的アプローチの構造



国際的レジームの今後・あり得る各国の法制

日本: 資源探査が許可申請の対象に(前記①「妨げられない枠組」)

様式第十七 (第二十条第一項関係)
人工衛星の管理に係る許可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称)
連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の管理の許可を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第20条第2項の規定により、申請します。

記

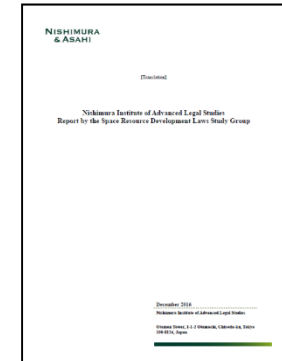
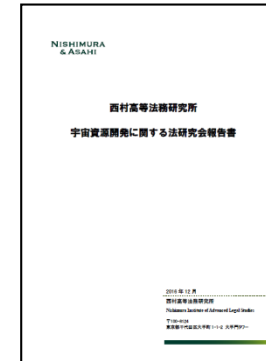
人工衛星の名称	
人工衛星管理設備の場所	
人工衛星の軌道	
人工衛星の利用の目的及び方法	<input type="checkbox"/> 測位 <input type="checkbox"/> 通信・放送 <input type="checkbox"/> 宇宙科学・探査 (資源探査を含む) <input type="checkbox"/> リモートセンシング <input type="checkbox"/> その他()
人工衛星の構造 (別紙1)	
法第22条第4号に定める終了措置の内容	<input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ <input type="checkbox"/> ニ
管理計画 (別紙2)	

- 2019年施行規則改正(人工衛星の管理に係る許可申請書の様式17)
- 2018~19年の内閣府「宇宙ビジネスを支える環境整備に関する論点整理タスクフォース」での議論を反映したもの(弊職も委員)
- 日本政府として、宇宙資源探査活動が、それ自体は合法的な活動であり、資源探査について宇宙活動法に基づく適切な監督を行う意思を法令改正の形で示したものの、すなわち、世界で三番目の宇宙資源立法を行ったものとも評価できる

国際的レジームの今後・あり得る各国の法制

西村高等法務研究所による提言(2016年12月)

- ①政府の積極姿勢明示(民間プラクティス蓄積)
- ②所有権の許容の明示(ビジネス合理性確保)
- ③プラクティス積み上げに基づく制度整備(ビジネス振興)



西村高等法務研究所 提言

- 提言(1) 日本政府として、宇宙資源開発に関する国際的な枠組みの形成にも関与をすることを視野に入れ、宇宙資源開発に関する国内ルールを明確化する姿勢を示し、自国において先行的にプラクティスを積み重ね、かつ、この産業確立前のプラクティスの積み上げに応じて段階的にルールの明確化を行っていくこと。
- 提言(2) 民間事業者が宇宙資源開発の過程で採掘、取得等した宇宙資源については、当該民間事業者に所有する権利が認められることを明らかにすること。
- 提言(3) 宇宙資源開発に係る許可及び監督の仕組みについて、宇宙活動法をはじめとする既存の国内法制の内外で明確化又は具体化し、かつ、必要に応じて宇宙資源開発を進める各国間で調整をする仕組みを目指すこと。

ご清聴ありがとうございました。

西村あさひ法律事務所

水島 淳

a_mizushima@jurists.co.jp